

京都府居宅介護従業者養成研修事業指定に関する取扱基準

1 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程(計10時間)

区分	科 目	内 容	講 師 要 件
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)福祉の背景と動向 ・障害者自立支援制度の種類、内容その役割 ・重度訪問介護の制度とサービス ・重度訪問介護利用者の障害・疾病、心理、地域生活、社会生活についての理解 ・福祉業務従事者としての倫理 ・居宅介護においてとるべき基本態度 ・利用者の人権 	ア 介護福祉士 イ 相当な知識と経験を有する居宅介護従事者・訪問介護員 ウ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する職員等
	基礎的な介護技術に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目的、機能と基本原則 ・介護ニーズと基本的対応 ・福祉用具の基本知識と活用等についての理解 	ア 介護福祉士 イ 保健師 ウ 看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 相当な知識と経験を有する障害者(児)施設の生活相談員・介護職員 キ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する教員等
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由者への介護の際の留意が必要な支援技術についての理解 ・重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法及びその技術についての理解 ・基本介護技術を含めて、5時間のうち2.5時間を超えない範囲で、基礎的な介護技術についての演習に代えることができる。 	ア 相当な知識と経験を有する外出介護従事者・障害者(児)施設の生活支援員・介護職員 イ 医師 ウ 保健師 エ 看護師 オ 理学療法士 カ 作業療法士 キ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する教員等
	外出時の介護技術に関する実習	<ul style="list-style-type: none"> ・外出時の付き添い方法についての理解 ・介護の際に留意が必要な支援技術の習得 ・2時間のうち1時間を超えない範囲で、外出時の介護技術についての演習に代えることができる。 	ア 相当な知識と経験を有する外出介護従事者・障害者(児)施設の生活支援員・介護職員 イ 保健師 ウ 看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する教員等

2 重度訪問介護従業者養成研修追加課程(計10時間)

区分	科 目	内 容	講 師 要 件
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法 風邪、発熱、腹痛、火傷、骨折、食中毒等 ※バイタルサインの発見方法を含む ・感染症の理解と予防 MRSA、B型肝炎、疥癬、梅毒等 ・医療機関制度の基礎知識 ・在宅看護方法の理解 ・身体の観察 観察の視点、体温測定、血圧測定等 ・薬の飲ませ方と保管 ・特別な処置 吸引、吸入、浣腸、摘便等 	ア 医師 イ 保健師 ウ 看護師 エ 介護福祉士 オ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する教員等
	コミュニケーションの技術に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションについての理解 ・意思疎通に著しい困難を有する重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法についての理解 	ア 医師 イ 保健師 ウ 看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 相当な知識と経験を有する障害者(児)施設の生活支援員・介護職員 キ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する教員等
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応と危険防止のための留意点、緊急時の連絡 ・連携と介護職員の割合、安全な食事介護等の方法についての理解 	ア 介護福祉士 イ 保健師 ウ 看護師 エ 理学療法士 オ 相当な知識と経験を有する居宅介護従事者・訪問介護員・障害者(児)施設の生活相談員・介護職員 カ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する職員等
実習	重度肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	指定重度訪問介護における実習 <ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由者の介護を体験する。 ・在宅等で生活する障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場(1か所以上)で実習を行うこと。 	ア 相当な知識と経験を有する外出介護従事者・障害者(児)施設の生活支援・介護職員 イ 保健師 ウ 看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する職員等

3 重度訪問介護従業者養成研修統合課程(計20.5時間)

区分	科目	内容	講師要件
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)福祉の背景と動向 ・障害者自立支援制度の種類、内容その役割 ・重度訪問介護の制度とサービス ・重度訪問介護利用者の障害・疾病、心理、地域生活、社会生活についての理解 ・福祉業務従事者としての倫理 ・居宅介護においてとるべき基本態度 ・利用者の人権 	ア 介護福祉士 イ 相当な知識と経験を有する居宅介護従事者・訪問介護員 ウ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する職員等
	基礎的な介護技術に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目的、機能と基本原則 ・介護ニーズと基本的対応 ・福祉用具の基本知識と活用等についての理解 	ア 介護福祉士 イ 保健師 ウ 看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 相当な知識と経験を有する障害者(児)施設の生活相談員・介護職員 キ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する教員等
	コミュニケーションの技術に関する講義		
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①		
	経管栄養と必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②		
演習	喀痰吸引等に関する演習		
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由者への介護の際の留意が必要な支援技術についての理解 ・重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法及びその技術についての理解 ・基本介護技術を含めて、5時間のうち2.5時間を超えない範囲で、基礎的な介護技術についての演習に代えることができる。 	ア 相当な知識と経験を有する外出介護従事者・障害者(児)施設の生活支援員・介護職員 イ 医師 ウ 保健師 エ 看護師 オ 理学療法士 カ 作業療法士 キ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する教員等
	外出時の介護技術に関する実習	<ul style="list-style-type: none"> ・外出時の付き添い方法についての理解 ・介護の際に留意が必要な支援技術の習得 ・2時間のうち1時間を超えない範囲で、外出時の介護技術についての演習を代えることができる。 	ア 相当な知識と経験を有する外出介護従事者・障害者(児)施設の生活支援員・介護職員 イ 保健師 ウ 看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する教員等
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	指定重度訪問介護における実習 <ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由者の介護を体験する。 ・在宅等で生活する障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場(1か所以上)で実習を行うこと。 	ア 相当な知識と経験を有する外出介護従事者・障害者(児)施設の生活支援・介護職員 イ 保健師 ウ 看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する職員等
(注) この表に定める研修の課程は、別表1、別表第2並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号に定める内容を含むものとする。			

4 同行援護従業者養成研修一般課程(計28時間)

区分	科目	内容	講師要件	盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者	
				時間	免除時間数
講義	外出保障	<ul style="list-style-type: none"> ・外出保障とは ・外出保障の歴史 ・外出保障の現状 	ア 視覚障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員 イ 視覚障害者(児)の相談支援業務に従事する者 ウ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する教員等 エ 現にサービス提供責任者である者、もしくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者 オ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者、またはこれに準ずる者 カ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者 キ 公益社団法人京都府視覚障害者協会が推薦する当事者	1	0
	視覚障害の理解と疾病①	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害の理解(視覚障害による不便さ、必要な情報) 	ア 視覚障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員 イ 医師(※2) ウ 看護師(※2) エ 視能訓練士(※2) オ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する教員等 カ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者、またはこれに準ずる者 キ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者	1.5	0.5
	視覚障害の理解と疾病②	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害と疾病の理解(様々な見え方・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント) 	ア 視覚障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員 イ 医師(※2) ウ 看護師(※2) エ 視能訓練士(※2) オ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する教員等 カ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者、またはこれに準ずる者 キ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者	1.5	0.5
	視覚障害者(児)の心理	<ul style="list-style-type: none"> ・全盲の心理 ・ロービジョンの心理 ・視機能低下の心理 ・障害発生時期の心理 ・外出時の心理 	ア 視覚障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員 イ 視覚障害者(児)の相談支援業務に従事する者 ウ 臨床心理士(※2) エ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する教員等 オ 視覚障害者(児)の福祉関係業務に従事する社会福祉士 カ 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者 キ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者 ク 公益社団法人京都府視覚障害者協会が推薦する当事者	1	0
	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉の動向 ・障害者福祉に関連する法律 ・障害者総合支援法 ・視覚障害に関する施設等 ・障害者を対象としたその他の制度 	ア 視覚障害者(児)施設の施設長、生活支援員、指導員 イ 視覚障害者(児)の相談支援事業に従事する者 ウ 視覚障害者(児)の福祉関係業務に従事する社会福祉士 エ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する教員等 オ 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者 カ 当該科目に関する事務を担当する行政職員 キ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者	1.5	1.5

	同行援護の制度	<ul style="list-style-type: none"> 同行援護以前の外出支援制度の歴史 同行援護制度の概要 他の外出支援制度との関係 同行援護制度の課題 	<p>ア 視覚障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員</p> <p>イ 視覚障害者(児)の相談支援業務に従事する者</p> <p>ウ 大学等において当該科目の内容を含む教科を担当する教員等</p> <p>エ 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者</p> <p>オ 当該科目に関する事務を担当する行政職員</p> <p>カ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者</p>	1	0
	同行援護従業者の実際と職業倫理	<ul style="list-style-type: none"> 同行援護従業者の業務内容 同行援護従業者の職業倫理 同行援護の実際(様々な利用者への対応等) 	<p>ア 視覚障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員</p> <p>イ 視覚障害者(児)の相談支援業務に従事する者</p> <p>ウ 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者</p> <p>エ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者</p>	2.5	2.5
講義・演習	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供とは 情報提供の内容 場面別情報提供の実際 情報提供時の配慮 演習(3題程度) 	<p>ア 視覚障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員</p> <p>イ 視覚障害者(児)の相談支援業務に従事する者</p> <p>ウ 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者</p> <p>エ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者、またはこれに準ずる者</p> <p>オ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者</p> <p>カ 公益社団法人京都府視覚障害者協会が推薦する当事者</p>	2	0
	代筆・代読①	<ul style="list-style-type: none"> 代読(業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点) 代筆(業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの) 演習(代読1題・代筆1題) 	<p>ア 視覚障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員</p> <p>イ 視覚障害者(児)の相談支援業務に従事する者</p> <p>ウ 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者</p> <p>エ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者、またはこれに準ずる者</p> <p>オ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者</p>	1.5	0.5
	代筆・代読②	<ul style="list-style-type: none"> 代読・代筆の具体的な方法 	<p>ア 視覚障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員</p> <p>イ 視覚障害者(児)の相談支援業務に従事する者</p> <p>ウ 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者</p> <p>エ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者、またはこれに準ずる者</p> <p>オ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者</p>	1.5	0.5
演習	誘導の基本技術①	<ul style="list-style-type: none"> 椅子への誘導・階段(スロープ、溝などをまたぐ、段差) 	<p>ア 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者</p> <p>イ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者、またはこれに準ずる者</p> <p>ウ 視覚障害者ガイドヘルパー(※1)</p> <p>エ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者</p>	7	3
演習	誘導の基本技術②	<ul style="list-style-type: none"> 基本姿勢・歩く(誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やっつけはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換) 狭いところの通過、ドアの通過 	<p>ア 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者</p> <p>イ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者、またはこれに準ずる者</p> <p>ウ 視覚障害者ガイドヘルパー(※1)</p> <p>エ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者</p>	7	3

演習	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①	・共通(トイレ、食事) ・街歩き(歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段)	ア 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者 イ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者、またはこれに準ずる者 ウ 視覚障害者ガイドヘルパー(※1) エ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者	5	1
演習	誘導の応用技術(場面別・街歩き)②	・場面別(病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭)	ア 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者 イ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者、またはこれに準ずる者 ウ 視覚障害者ガイドヘルパー(※1) エ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者		
演習	交通機関の利用	・電車の乗降 ・バスの乗降 ・車の乗降 ・船・飛行機の乗降	ア 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者 イ 国立障害者リハビリテーションセンター学院において実施される視覚障害者生活支援研修会修了者及びこれと同等と知事が認める者 ウ 視覚障害者ガイドヘルパー(※1) エ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者	4	0
(※1) 過去5年間に於いて実務経験が3年以上あるもの (※2) 現に眼科に勤務する者					

5 同行援護従業者養成研修応用課程(計6時間)

区分	科目	内容	講師要件	盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者	
				時間	免除時間数
講義	サービス提供責任者の業務	・事業所の体制 ・事業所の役割 ・サービス提供責任者の役割 ・サービス提供責任者の業務	ア 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者 イ 視覚障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員 ウ 視覚障害者(児)の相談支援業務に従事する者 エ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者 オ 当該科目に関する事務を担当する行政職員	1	0
	様々な利用者への対応	・高齢化、障害の重度化・重複化の現状 ・高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点	ア 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者 イ 視覚障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員 ウ 視覚障害者(児)の相談支援業務に従事する者 エ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者	1	0
	個別支援計画と他機関との連携	・個別支援計画の策定 ・関係機関との連携	ア 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者 イ 障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員 ウ 視覚障害者(児)の相談支援業務に従事する者 エ 日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者 オ 当該科目に関する事務を担当する行政職員	1	0
	業務上のリスクマネジメント	・事業所のリスクマネジメント ・同行援護従業者のリスクマネジメント ・事故発生時の管理体制	ア 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者 イ 視覚障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員 ウ 視覚障害者(児)の相談支援業務に従事する者 エ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者	1	0

<p>従業者研修の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者研修の目的 ・従業者研修の内容 ・従業者の質の向上のための工夫 	<p>ア 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者 イ 視覚障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員 ウ 視覚障害者(児)の相談支援業務に従事する者 エ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者</p>	<p>1</p>	<p>0</p>
<p>同行援護の実務上の留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護の制度上の留意点 ・同行援護の実務上の留意点 ・介護保険制度との関係 	<p>ア 現にサービス提供責任者である者、若しくは同行援護に従事している者であって、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、またはホームヘルパー1級課程修了者である者 イ 視覚障害者(児)施設の施設長、生活相談員、指導員 ウ 視覚障害者(児)の相談支援業務に従事する者 エ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する資質向上研修を修了した者 オ 公益社団法人京都府視覚障害者協会が推薦する当事者</p>	<p>1</p>	<p>0</p>
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この表に定める研修の課程は、別表4に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。 ・演習は、実際の同行援護を想定し、屋外において公共機関等の利用等により実施するものとする。 ・※1は、過去5年間に於いて実務経験が3年以上あるもの、※2は 現に眼科に勤務する者とする。 				